

# 青森県報

第四千四百二二号

平成三十年  
一月二十二日  
(月曜日)

## 目次

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一
  - 右 同……………( 同 ) ……一
  - 保安林の指定予定……………(林 政 課) ……一
  - 右 同……………( 同 ) ……二
  - 保安林の指定解除……………( 同 ) ……二
  - 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) ……二
  - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………( 同 ) ……三
  - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………( 同 ) ……三
- 選挙管理委員会
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事 務 局) ……三
  - 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………( 同 ) ……四
  - 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………( 同 ) ……四
  - 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………( 同 ) ……四

## 告 示

### 青森県告示第四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
サン調剤薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二三九の三	平成三〇・一・三

### 青森県告示第五十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
サン調剤薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二三九の三	平成三〇・一・三

### 青森県告示第五十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成三十年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡階上町大字田代字下上二八の二三

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡東通村大字砂子又字大峠一の一、一の二、字蛙谷地四の二、字二ツ森一の一から一の三まで、一の五、一の六、一の八、一の九、一の一四、一の一六、字官台山二の五

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成三十年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

三沢市塩釜四丁目三六〇三の三一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 保安林解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五十四号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成三十年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成三十年二月二十六日から同年三月九日まで  
備考

- 一 漁業種類 手繰第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域。ただし漁業権漁場を除く。
- 三 操業期間 平成三十年四月一日から同年六月三十日まで及び同年九月一日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 五隻

青森県告示第五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成三十年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称） 下北郡大間町大字奥戸字材木川目三〇 菊池 清悟 下北郡大間町大字奥戸字材木川目二六の一 和田 健一	区 域 奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区 うち乙の地区 大間町大字奥戸字材木川目、字八森、字新釜及び字材木の区域	区 分 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------

青森県告示第五十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調査の縦覧
加入区 の名称 青森 青森市大字野内字菊川二六三 横 内 憲 悟 青森市大字前田字湯の沢二 澤 田 繁 悦 青森市八重田二丁目四の八 齋 藤 貞 一	期 間 平成三十年一月二十二日から同年二月五日まで 場 所 青森市漁業協同組合

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年一月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
---------	-----	-------	------------	-------

青森県本田あき こ後援会	木村 隆次	川村 幸子	青森市浪打二丁目 一六の一七	平成 二九・三・二〇
-----------------	-------	-------	-------------------	---------------

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年一月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
小泉靖美後援会 (佐々木 健一)	代 表 者	佐々木 健一	高村 松太郎	平成 二九・三・九
安藤はるみ後援会 (繁田 勇)	会計責任者	工藤 聡	野村 けい子	二九・三・二五
斎藤りつ子後援会 (齋藤 二朗)	代 表 者	齋藤 二朗	盛 光男	二九・三・二五

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年一月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
---------	-------	-------

大輝会	工藤 武司	平成二九・三・二五
-----	-------	-----------

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年一月二十二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体で なくなった年月日
工藤 武司	大輝会	平成二九・三・二五

(発行者・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	-------------------------------------------	--------------------------------